

2017年6月21日
一般社団法人日本損害保険協会

「会社役員賠償責任保険（D&O 保険）に関する規律の整備」に対する意見

以下のとおり、意見を申し上げます。

会社役員賠償責任保険（D&O 保険）に関する規律の整備に関し、D&O 保険契約の内容等の法定開示義務化の議論があるが、損保業界としては、次の理由から法律で開示義務を課すことに反対する。あわせて、開示内容に含めなかった場合において、D&O 保険の契約内容を法律で制限することについても反対する。

1. D&O 保険の存在によって役員のもラルハザードが生じている事実がない。
2. 海外諸国では、ごく一部の例外を除き、法令による開示義務が課されていない。
3. 開示規制によって、濫訴や訴額・和解額の吊り上げを惹起する懸念があり、企業にとって実務上の弊害が生じるおそれがある。

1. D&O 保険の存在によって役員のもラルハザードが生じている事実がない。

D&O 保険契約の内容等の開示規制の必要性については、D&O 保険契約の存在が会社に対する役員利益相反行為を招くおそれがあるという問題意識のもと、過剰な補償内容での契約締結による役員のもラルハザード惹起を抑制する効果を期待して論じられているものと認識している。

一方で、D&O 保険契約では、日本で初めて導入された 1990 年代当時から約款自体に適切な免責事由が設定されており（法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責としている）、もラルハザードを排除する仕組み・対応策が既に講じられている。また、販売開始から 20 年以上が経過し上場企業の 9 割以上が D&O 保険に加入している現状において、現実問題として D&O 保険によるもラルハザードは生じていないと認識している。

したがって、開示規制については、その必要性・正当性を裏付ける事実について慎重に検証を行う必要があると考える。また、もラルハザード抑止という目的と照らして、法定開示義務化という手段の妥当性・必然性についても慎重な検討を行う必要がある。

2. 海外諸国では、ごく一部の例外を除き、法令による開示義務が課されていない。

海外の事例を調査した結果、ごく一部の例外を除き、D&O 保険契約に関する法定開示義務を課しているケースはない。開示規制はグローバルスタンダードではなく、仮に日本で開示規制を設けた場合、国内企業にとっては過度の規制となることや海外企業との不公平感を生む懸念が大きい。また、国内市場への参入障壁となる懸念がある。

確認できた限りでは、例外的に法定開示義務を課しているケースは米国 NY 州の 1 例のみ。米国では、NY 州が 1963 年 9 月の会社法制定時より開示義務を規定している一方で、他の 49 州が現在まで開示規制を設けるに至っていないことを鑑みると、開示規制の必要性は顕在化していないものと考えられる。

3. 開示規制によって、企業にとって実務上の弊害が生じるおそれがある。

仮に開示規制を設けた場合の企業にとっての実務上の弊害を考慮する必要がある。

(1) 濫訴や訴額・和解額の吊り上げを惹起する懸念

D&O 保険契約の内容等を、良識あるステークホルダー以外の者にも改めて明示することによって、濫訴や訴額・和解額の吊り上げにつながる懸念がある。特に、保険金額の開示により D&O 保険を当て込んだ請求訴訟が仮に増加した場合、保険料を含め、社会的コストが上がることは否定できず、契約者である企業にとって不利益が生じることとなる。(現状においても、社会通念上の妥当性を欠いた和解金獲得目的と思われる民事訴訟や、保険金の支払額に合わせた和解勧告が一部で見られるが、こうした訴訟自体が増加する懸念もある。)

(2) グローバルスタンダードに沿った保険の運用の阻害につながる懸念

法律で開示義務を規定した場合、D&O 保険自体が硬直的かつ変更困難な内容となり、企業の実情に沿った自由な保険設計を阻害するおそれがある。また、企業の海外進出等がさらに進展した際に、開示がネックとなり、グローバルスタンダードに沿った保険運用とならない懸念や、保険そのものの発展を阻害し、企業にとっての保険活用可能性を制限するおそれもある。

そもそも D&O 保険の契約内容は、業態・規模のみならず、顧客層・株主構成・経営課題・重要な会社政策・過去の訴訟履歴等、その会社固有の状況に基づき個別に判断されている。同業他社や異業種同規模他社との比較に用いるための定量的・定性的な基準は存在せず、一律に定めることもできないため、法律による開示義務化には馴染まないと考えられる。また、弊害発生時には法律改定等を要し、対応の柔軟性・迅速性を欠くおそれがある。

(3) 企業の経営課題や経営的関心に関する情報が流出する懸念

D&O 保険を契約する際には、その会社の経営戦略や経営としての懸念事項を考慮した経営判断要素を含んだ判断がなされている。このため、D&O 保険契約の内容等の開示により、自社が水面下で進めている経営戦略等の業務執行上の秘密が外部に推測されることを企業側が恐れ、本来ならば D&O 保険の見直しや補償拡大を行うべきところ、開示が阻害要因となって十分な手当ができず、結果として思い切った経営判断ができなくなるといった事態も懸念される。ひいては日本企業の競争力低下や役員のなり手不足につながるおそれもある。

また、保険料の開示は、保険会社の当該会社に対するリスク評価やリスク自体の変化を表すことにつながり、一般的に公表すべきでない事実の詮索や健全なリスクヘッジの妨げになる可能性がある。

なお、上記理由により、D&O 保険の契約内容を法律で制限することについても反対する。

以上